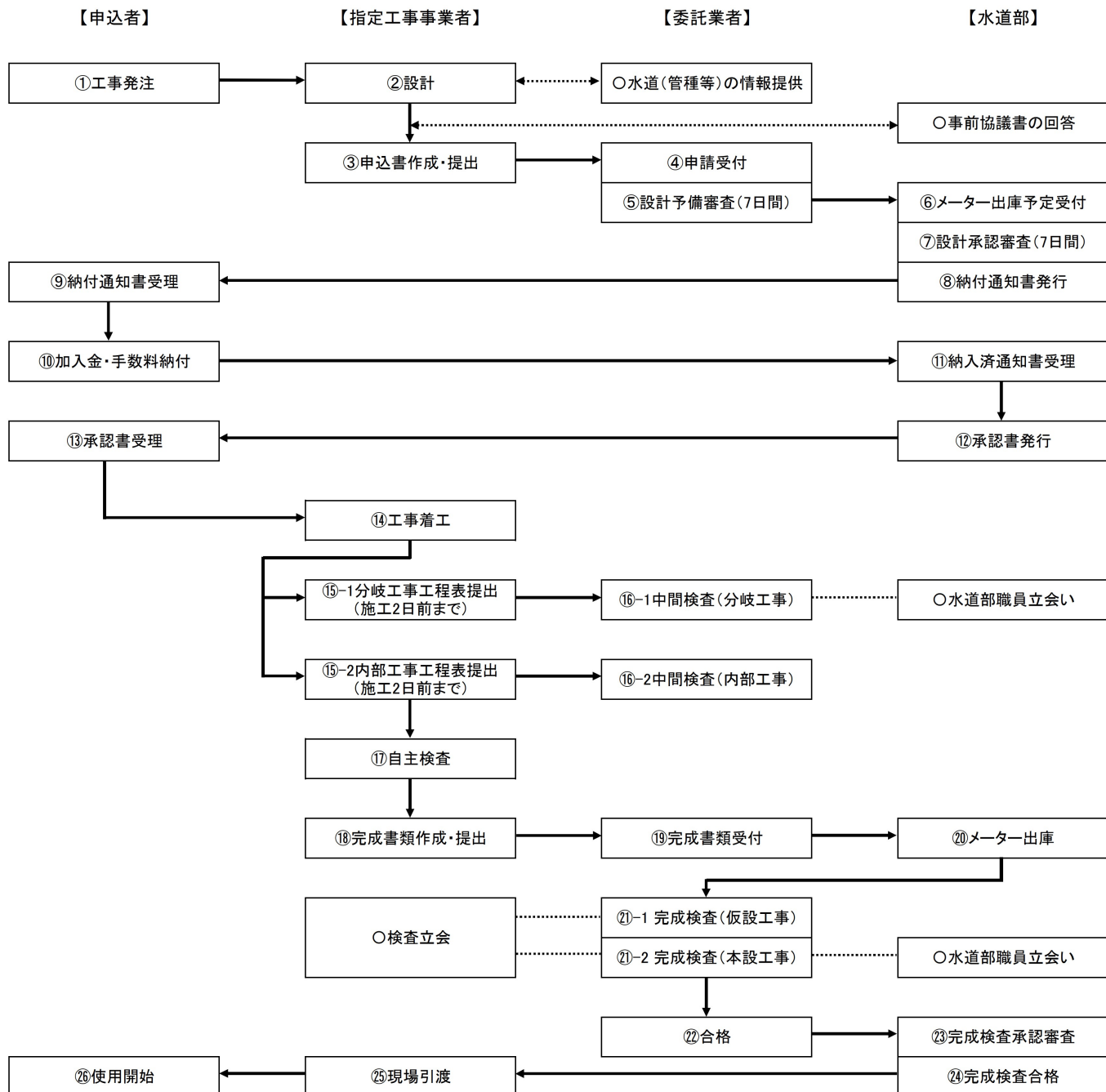


2. 手続き

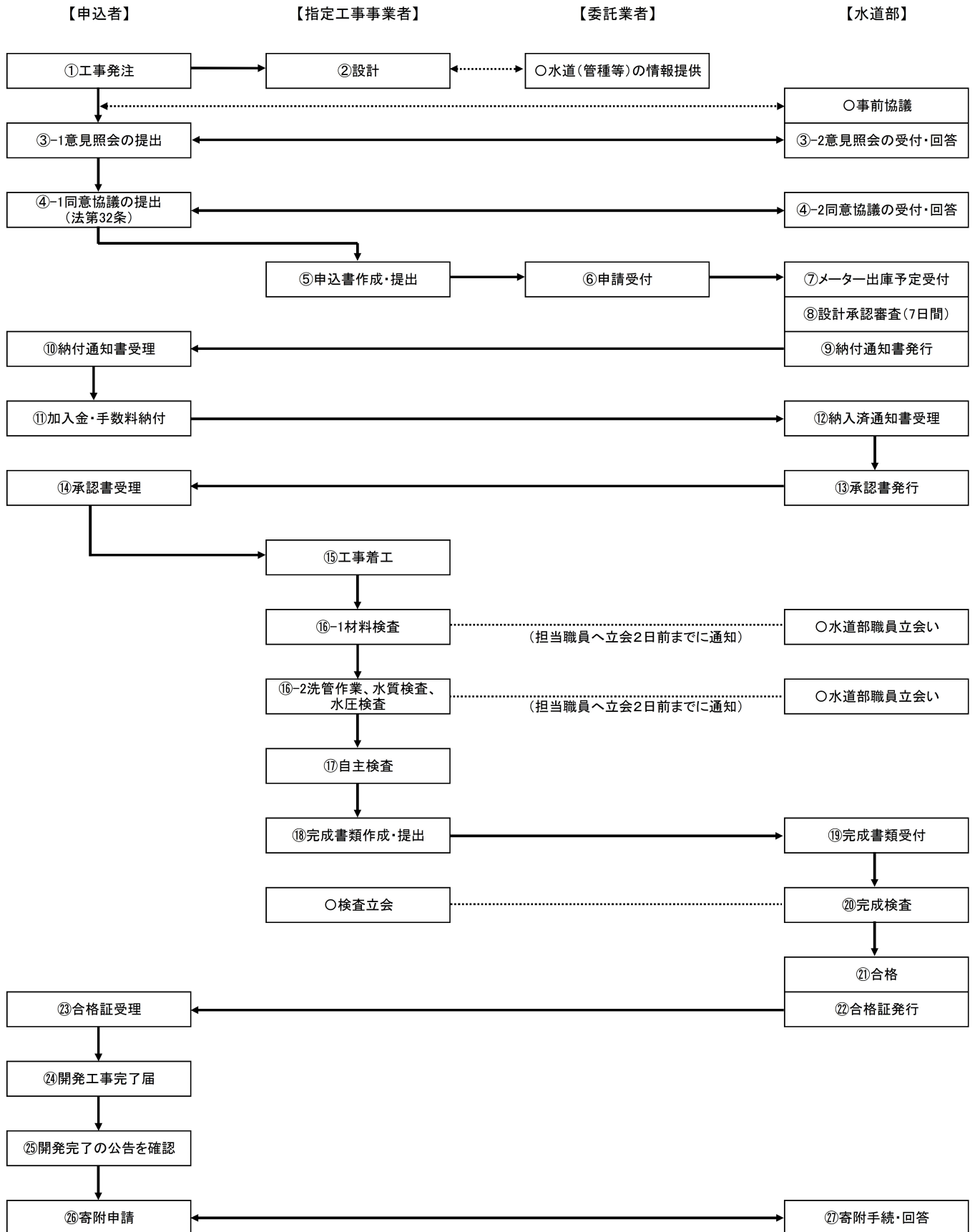
2. 1 給水装置の新設等の申込み

指定工事業者は、給水装置工事をしようとするときは、申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添付して水道部に提出しなければならない。

1 (1) 事務手順（一般住宅等）

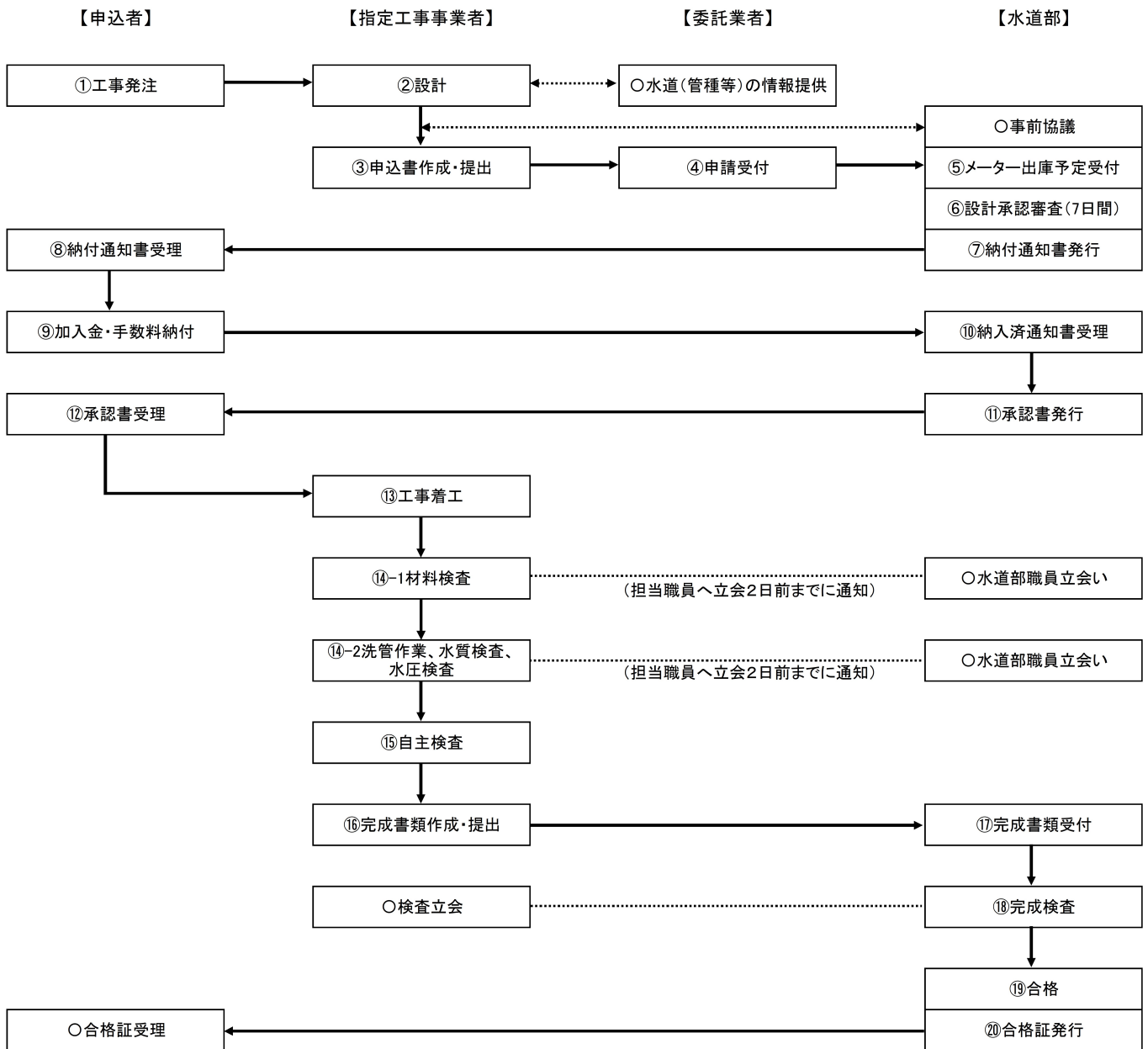


(2) 事務手順（開発行為等）



※水道施設(配水管等)については、
寄附手続が完了するまでは、
申込者の管理責任がある。

(3) 事務手順（私有管）



※水道施設(配水管等)については、申込者の管理責任がある。

2 申込書提出に伴う関係書類

	タイトル	様式	部数	備考
(1)	給水装置新設等申込書	様式第1号	1	委託業者窓口にて配布
(2)	案内図(住宅地図等)		1	
(3)	通水確認の写真		1	
(4)	水理計算書		1	
(5)	建築確認通知書(写)		1	
(6)	公道占用申請書(写)または、許可書(写)		1	
(7)	設計図面(平面図・立体図)		1	受水槽を設置する場合は、受水槽以降の平面図を提出
(8)	既設給水管のマイクロ図面		1	
(9)	許可通知書(写)		1	土地区画整理事業の場合
(10)	開発許可書(写)		1	開発行為の場合
(11)	給水装置新設等材料調書		1	
(12)	受水タンク以下の装置への水道メーター設置申込書	様式第2号	1	
(13)	給水装置所有者代理人届	様式第3号	1	
(14)	給水装置管理人届	様式第4号	1	
(15)	水道使用中止廃止届	様式第5号	1	
(16)	水道用途変更届	様式第6号	1	
(17)	水道使用者変更届	様式第7号	1	
(18)	給水装置所有者変更届	様式第8号	1	
(19)	給水装置所有者代理人変更届	様式第9号	1	
(20)	給水装置管理人変更届	様式第10号	1	
(21)	共用給水装置使用者異動届	様式第11号	1	
(22)	共用給水装置使用届	様式第12号	1	
(23)	給水装置修理報告書		1	
(24)	指定給水装置工事事業者指定申請書		1	
(25)	指定誓約書		1	
(26)	機械器具調書		1	
(27)	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		1	
(28)	指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書		1	
(29)	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書		1	
(30)	給水装置内部工事工程表		1	
(31)	給水装置分岐工事工程表		1	
(32)	給水装置新設等申込み内容変更届		1	
(33)	給水装置新設等申込み取消届		1	
(34)	水道加入金免除申込書		1	
(35)	水道加入金後納承認申込書		1	
(36)	水道メーター亡失・き損届		1	
(37)	給水装置工事記録写真集表紙		1	
(38)	給水装置工事自社検査報告書		1	
(39)	寄附申込書(一般)		1	印鑑証明書(原本)を添付
(40)	確約書(開発行為)		1	
(41)	寄附申込書(開発行為)		1	印鑑証明書(原本)を添付
(42)	水吐き報告書		1	
(43)	浄・活水器等設置申請書		1	
(44)	給水装置内部調査依頼書		1	
(45)	事前協議書		1	受水槽設置、スプリンクラー設置、井水混合受水槽設置等
(46)	特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件確約書		1	
(47)	家庭用スプリンクラー設備設置条件確約書		1	
(48)	水圧不足に関する確約書		1	
(49)	仮設水道の撤去に関する確約書		1	
(50)	私有管の管理に関する確約書		1	

(51)	水道メーター設置場所に関する確認書		1	
(52)	私設メーター設置および検針に関する確認書		1	
(53)	既設管の再利用に関する確認書		1	受水槽給水方式から直結給水方式へ変更
(54)	使用予定引込管に関する確約書		1	
(55)	既設引込管に関する確約書		1	
(56)	私道掘削占用許可書		1	
(57)	分岐引用許可書		1	
(58)	誓約書(私有管の所有者から許可を得られない場合)		1	印鑑証明書(原本)を添付
(59)	誓約書(井水混合給水方式を導入する場合)		1	
(60)	給水装置管理確認書		1	
(61)	その他誓約書等		1	

(1) (2) (7) (8) (11) については、申込時に提出すること。

(3) 通水確認の写真

現在更地であり過去に給水装置を使用していた履歴がある場合は提出すること。

※申請受付年度に一度申請を行っている場合または、私有管・開発行為を申請時より1年以内に行っている場合については省略できる。

(4) 水理計算書

「6.10 メーター口径の決定」より必要な場合は提出すること。

(5) 建築確認通知書(写)

違法建築を事前に調査確認するために、建築主事が発行する建築確認通知書の写しを提出すること。

(6) 公道占用申請書(写)または、許可書(写)

公道を占用および掘削する工事を行う場合は提出すること。

(9) (10) 許可通知書(写)、開発許可書(写)

土地区画整理事業または開発行為を行う場合は提出すること。

(18) 給水装置所有者変更届

給水装置の所有者を変更するとき、又は区画されている敷地内の給水管の所有者を変更するときは提出すること。(水道加入金を分割して移転する場合は、事前に水道部と協議すること)

(23) 給水装置修理報告書

修繕工事を行った場合には、工事完了後速やかに給排水課に提出すること。

(24) ~ (29)

指定給水装置工事事業者の指定手続(新規登録)または更新手続(5年更新)を行う場合は提出すること。

(30) 給水装置内部工事工程表

内部配管を施工する際は、施工2日前までに委託業者に提出すること。

(31) 給水装置分岐工事工程表

分岐工事を施工する際は、施工2日前までに委託業者に提出すること。

(32) 給水装置新設等申込み内容変更届

給水装置新設等申込書の内容に変更があったときに提出すること。(例 給水装置工事事業者が変更となる場合)

(33) 給水装置新設等申込み取消届

給水装置新設等申込書の内容を取りやめようとするときに提出すること。

- (34) 水道加入金免除申込書
水道部が特別の理由があると認めるときに提出すること。(生活保護法に基づく生活扶助を受けている方が13mmの給水装置を新設するとき)
- (35) 水道加入金後納承認申込書
水道部が特別の理由があると認めるときに提出すること。(例 国および地方公共団体の機関であり特別な理由がある場合)
- (36) 水道メーター亡失・き損届
給水装置の所有者が、管理義務を怠ったためにメーターを紛失し、又は破損した場合に提出すること。
- (37) 給水装置工事記録写真集表紙
給水装置工事記録写真集を提出する場合は、この表紙を使用すること。
- (39) 寄附申込書(一般)
私有管を青森市に寄附する場合は、印鑑証明書(原本)を添付し提出すること。
(寄附を受ける際に条件があるため、事前に水道部へ協議すること)
- (40) 確約書(開発行為)
開発行為を行う場合は、給水装置新設等申込書に添付し提出すること。
- (41) 寄附申込書(開発行為)
開発行為に関する工事検査済証の交付を受けた後速やかに、印鑑証明書(原本)を添付し提出すること。
- (42) 水吐き報告書
給水本管、私有管の給水装置新設等申込書を提出した事業者は、完成書類に添付し提出すること。
- (43) 浄・活水器等設置申請書
浄水器・活水器を設置する場合は、認証書や器具製品図等の資料を添付し提出すること。
- (44) 給水装置内部調査書
受水槽給水方式から直結方式へ給水方式が変更する場合は、資料を添付し提出すること。
- (45) 事前協議書
受水槽の設置、水道直結式スプリンクラーの設置、井水混合給水方式他を申請する場合は、事前に水道部と協議した場合は資料を添付し提出すること。
- (46) 特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件確約書
特定施設水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は提出すること。
- (47) 家庭用スプリンクラー設備設置条件確約書
家庭用スプリンクラー設備を設置する場合は提出すること。
- (48) 水圧不足に関する確約書
水理計算の結果、必要な水圧が配水管の水圧を上回る場合に提出すること。
※原則、既に水道部から承認を得て施工した建築物の改造工事にのみ適用可能
- (49) 仮設水道に係る確約書
本設水道を申込みせず、仮設水道のみの申込を行う場合は提出すること。
- (50) 私有管管理に係る確約書
私有管を青森市に寄附しない場合は提出すること。
- (51) 水道メーター設置場所に関する確認書
メーターを第一止水栓直後に設置出来ない場合は提出すること。

- (52) 私設メーター設置および検針に関する確認書
水道部より貸与する電子メーターではなく、申込者が私設メーターを設置し管理人が毎戸検針する場合は提出すること。
- (53) 既設管の再利用に関する確認書
受水槽以下で使用していた既設管を再利用し、直結給水の給水管として使用する場合は提出すること。
- (54) 使用予定引込管に関する確約書
敷地内にある引込管について、将来使用予定があり分岐止めを行わない場合は提出すること。
- (55) 既設引込管に関する確約書
既設引込管が隣地宅地内から敷設され、隣地所有者から掘削許可が得られない場合は提出すること。
- (56) 私道掘削占用許可書
他人の所有地内を掘削し、給水装置を占用する場合は提出すること。
- (57) 分岐引用許可書
私有管から新規に分岐する場合は提出すること。
- (58) 誓約書（私有管の所有者から許可を得られない場合）
私有管から新規に分岐する際、現在の所有者を探し出すことが困難である場合は、印鑑証明書（原本）を添付し提出すること。
- (59) 誓約書（井水混合給水方式を導入する場合）
井水混合給水方式を導入する場合、水道部へ事前協議書を提出し申込許可の回答を得た場合は提出すること。
- (60) 給水装置管理確認書
畑等に給水装置を設置する場合は提出すること。
- (61) その他誓約書等
水道部が必要と認めた場合の各関係書類

3 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき等は、給水装置所有者代理人届（様式集(13)）又は給水装置所有者変更届（様式集(18)）を1部提出すること。

4 次の場合は、水理計算書を1部提出すること。

- (1) 直結給水で2個以上のメーターを設置する場合で、計画使用水量が給水管口径に対して過大になると思われる場合
- (2) 水理計算を省略することができる標準栓数内であっても、立地条件、配管状況によってこれによりがたい場合
- (3) メーター口径 25mm 以上の場合
(口径 25mm 以上の一般住宅で 15 栓以内の場合は、水理計算書は不要)
- (4) 受水槽式給水の場合
- (5) その他、管理者が必要と認める場合

5 水道加入金及び設計審査手数料・工事完成検査手数料は次のとおり(令和元年 10 月 1 日～)

水道加入金		手 数 料		
メーター口径	水道加入金	給水管口径	設計審査手数料	工事完成検査手数料
13 mm	49,500 円	13 mm	1,500 円	2,000 円
20 mm	132,000 円	20 mm	1,500 円	2,000 円
25 mm	231,000 円	25 mm	2,000 円	2,700 円
40 mm	693,000 円	40 mm	3,000 円	4,100 円
50 mm	1,067,000 円	50 mm	3,000 円	4,100 円
75 mm	2,585,000 円	75 mm	4,500 円	5,600 円
100 mm	4,400,000 円	100 mm	4,500 円	5,600 円
150 mm	22,000,000 円	150 mm	6,000 円	7,000 円
200 mm	44,000,000 円	200 mm	6,000 円	7,000 円
250 mm	77,000,000 円	250 mm	6,000 円	7,000 円

2. 2 変更の申込み

- 1 工事の設計内容が変更となるときは、変更後の給水装置工事新設等申込書に関係書類一式を添付して申込みしなければならない。
- 2 工事途中で指定工事業者を変更するときは、給水装置新設等申込み内容変更届を提出しなければならない。(施行規程第3条3項)

1 次の場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 水道加入金の変更（メーター口径およびメーター設置個数を変更する場合）
- (2) 被分岐管の変更（水道部が管理している水道管⇔個人が管理している水道管）
- (3) 給水方式の変更
- (4) 分岐位置及び配管ルート of 著しい変更

(5) 審査の際に付記した条件どおり施工できない場合

なお前記以外の軽微な変更については、事前に水道部と協議のうえ、完成届提出時に協議承諾済図面を添付のうえ訂正することができる。

2. 3 申込みの取消し

申込みを取りやめようとするときは、給水装置新設等申込み取消届(様式集(33))に必要事項を記入し、速やかに届け出なければならない。

- 1 既に発行した水道加入金の納入通知書がある場合、速やかに返納すること。
- 2 既納の水道加入金、工事完成検査手数料がある場合は、還付手続きのため、申込者の金融機関名、支店名、口座番号等を記入した口座振替依頼書を提出すること。

2. 4 道路占用・使用許可申請の手続

指定工事業者は、工事着手前に道路占用・使用許可等関係機関への手続を行い、その許可を受けなければならない。

- 1 指定工事業者は、関係官公署へ道路占用又は使用許可申請書に関係書類を添付し申請する。
- 2 指定工事業者は、道路占用等申請書又は使用許可申請書の写し(1部)を申込書に添付する。
- 3 指定工事業者は、道路占用又は使用の許可を得た場合、その写し(1部)を速やかに水道部に提出する。
- 4 国道の道路占用許可申請は、関係官公署に水道部が申請を行う。
- 5 警察への道路使用許可申請は、所轄警察署に指定工事業者が申請を行う。
- 6 道路占用提出に伴う青森ガス・東北電力・NTTその他通信会社・津軽広域水道企業団等の地下埋設物照会については、関係機関と十分協議すること。
- 7 道路占用・掘削等申請に係る主な関係官公署

種別	申請書提出先	申請者	備考
国道	国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 青森地区国道維持管理室 電話：017-734-4530(代) 弘前国道維持出張所 電話：0172-28-1315(代)	青森市公営企業管理者	国道4号 国道7号 国道7号バイパス
県道	東青地域県民局 地域整備部建設管理課 電話：017-728-0204	給水装置新設等申込者	上記以外の国道 すべての県道
市道	(青森地区) 青森市都市整備部道路維持課 道路管理チーム(本庁舎) 電話：017-752-8562	給水装置新設等申込者	(浪岡地区) 浪岡振興部都市整備課 維持管理チーム 電話：0172-62-1168

法定外 公共物	青森市都市整備部用地課 地籍調査・法定外公共物管理チー ム 電話：017-752-8642	給水装置新設等申込者	
港湾 道路	東青地域県民局地域整備部 青森港管理所 電話：017-734-4101	給水装置新設等申込者	東青地域県民 地域整備部 所管港湾道路のみ
道路使用 許可	青森警察署 (青森南警察署の管轄区域を除く) 交通規制課 電話：017-723-0110(代) 青森南警察署 (青森市浪岡の区域) 電話：0172-62-4021	給水装置新設等申込者	

1 国道の道路占用許可申請書（水道部による国道占用システム申請）

- (1) 指定工事業者は、必要書類一式を揃えて水道部に提出する。
- (2) 水道部は、青森地区国道維持管理室又は弘前国道維持出張所(浪岡地区)に申請を行う。
- (3) 指定工事業者は、水道部から道路占用許可書（写）を受け取る。

<水道部に提出する必要書類>

ア 道路占用許可申請書

イ 申請用写真（工事用アルバム）

ウ 申請用地図（国土地理院発行 1/50,000 に申請地を明記する。）

エ 申請用図面（位置図（住宅地図の写し可）、平面図、横断面図、掘削断面図、道路復旧図を 3 部添付）

オ 工事工程表

※1 工事区間 20m 以上の占用については道路法第 36 条の定めにより、工事の 1 ヶ月前に工事計画書を青森地区国道維持管理室に提出しなければならない。

※2 工事計画書とは、道路法第 32 条に定める道路占用に必要な書類一式をいう。

2 用地課への法定外公共物占用許可申請

- (1) 指定工事業者は、必要書類一式を揃えて用地課法定外公共物管理チームに申請書を提出する。
- (2) 指定工事業者は、法定外公共物占用許可書(写)を水道部に提出する。

3 警察署への道路使用許可申請

- (1) 指定工事業者は、必要書類一式を揃えて所轄警察署に申請書を提出する。
- (2) 指定工事業者は、道路使用許可書(写)を水道部に提出する。

<警察署に提出する必要書類一式>

ア 道路使用許可申請書

イ 申請用図面(位置図、平面図、横断面図、保安図、掘削断面図、道路復旧図を 3 部添付)

2. 5 給水装置新設等申込みの承認後の着工

施行規程第 4 条に基づく設計審査を経て、水道加入金、設計審査手数料及び工事完成検査手数料を納入し、給水装置工事の承認がなされてから工事を着工しなければならない。

給水装置工事施行承認書は、委託業者を経由して、指定工事業者に発行される。

2. 6 工事検査

- 1 分岐工事を施行する際は、事前に「給水装置分岐工事工程表」(様式集(31))を提出しなければならない。
- 2 内部配管を施行する際は、事前に「給水装置内部工事工程表」(様式集(30))を提出しなければならない。
- 3 完成検査を受ける際は、「給水装置新設等材料調書」(様式集(11))、「給水装置工事自社検査報告書」(様式集(38))、工事写真、完成図面、その他受水タンク設置記録台帳等管理者が必要と認める資料を提出しなければならない。
- 4 完成検査において、その検査手順については検査係員の指示に従わなければならない。

- 1 「給水装置分岐工事工程表」及び「給水装置内部工事工程表」は必要事項を記入し、原則として施工 2 日前までに委託業者に提出し、検査を受けること。
- 2 「給水装置分岐工事工程表」には、道路占用許可書、道路使用許可書の写しを添付すること。

3 完成検査を受ける際に提出する関係書類

	タイトル	様式	部数	備考
(1)	給水装置工事記録写真集		1	
(2)	給水装置工事自社検査報告書		1	
(3)	完成図面		1	設計図を修正した図面
(4)	給水装置新設等材料調書		1	
(5)	完成書類確認済証		1	正副2枚
(6)	水道メーター出庫表		1	3枚綴
(7)	新設開栓票		1	給排水課にて配布
(8)	水道使用開始申込書		1	委託業者窓口にて配布
(9)	受水タンク設置記録台帳		1	飲用の受水槽がある場合
(10)	完成図面(受水槽以下)		1	申請時と変更がある場合
(11)	給水装置新設等材料調書(受水槽以下)		1	申請時と変更がある場合
(12)	浄・活水器等設置申請書(特殊器具等の認証書、器具製品図)		1	申請時と変更がある場合
(13)	水道メーター設置場所に関する確認書		1	申請時と変更がある場合
(14)	水理計算書		1	申請時と変更がある場合
(15)	その他誓約書等		1	

(1) ～ (7) については、完成検査を受ける際に委託業者に提出すること。

(8) 水道使用開始申込書

完成検査を受ける際には、給排水課へ提出すること。

(9) 受水タンク設置記録台帳

受水槽を設置した場合は提出すること。

(10) ～ (14) については、申請時と変更がある場合は提出すること。

(15) その他誓約書等

※ 水道部が必要と認めた場合の各関係書類

4 完成検査にあたって主任技術者は、工事完成時に委託業者へ提出した資料の控えを必ず携帯し、施工現場の検査に立会うようにすること。

2. 7 分岐探知・分水止め

不要となった給水管は分水止めを行うが、既設分岐位置が不明の場合は、分岐探知作業を行い、確実に停水しなければならない。

1 既設分岐位置は、指定工事業者が事前に調査すること。

2 既設分岐位置の特定が困難な場合は、水道部に協議すること。

3 既設の給水装置を撤去して空地や駐車場にするなど、今後、水道を使用する見込みがない場合は、撤去工事を申請して分岐箇所での撤去を行うこと。

4 改造する場合、給水装置の新設と既設の撤去を同時に申請すること。また、他の敷地に建て直す場合も(家屋移転含む)、新設と撤去を同時に申請すること。

※ 給水装置の使用を一時的に中止するだけの場合は、水道使用中止届(様式集 P5)を水道部に提出すること。